

IFRS-AC 会議（2017 年 4 月）出席報告

みずほ証券（株）市場情報戦略部上級研究員
IFRS 諮問会議副議長
熊谷五郎

I. はじめに

2017 年 4 月 4～5 日の日程で、ロンドンにおいて IFRS 財団・IFRS 諮問会議（IFRS-Advisory Council、以下「IFRS-AC 会議」という。）が開催された。以下、その概要を報告する。

IFRS-AC 会議は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, 以下「IASB」という。）、IFRS 財団に対して、戦略的な事項やその優先順位をアドバイスするための諮問会議である。従来は年 3 回、ロンドンで開催されてきたが、本 2017 年からは 4 月、10 月の年 2 回開催へと開催回数が減ることになった。現在は、議長 1 名、副議長 2 名、委員 44 名の 47 名からなり、先進国、新興国の利害関係者から幅広く委員が選ばれている。

日本選出の IFRS-AC 委員は、経団連を代表して新日鐵住金株式会社執行役員・石原秀威氏、日本証券アナリスト協会を代表して筆者の 2 名である。また、金融庁より国際証券規制調整官兼国際会計調整室長・三輪純平氏がオブザーバーとして出席した。なお、筆者は財務諸表利用者を代表して副議長（2 名のうちの 1 名）を務めている。

II. 2017 年 4 月開催 IFRS-AC 会議・議事概要

今回の IFRS-AC 会議の議事一覧を図表に示す。以下、順にその議論の概要を報告する。

図表 2017 年 4 月開催 IFRS 諮問会議 議事一覧

番号	日時	議事
1	4/4 9:15 - 9:45	開会・IFRS-AC 議長によるプレビュー
2	同 9:45 - 10:30 10:30 - 11:30 4/5 9:30 - 10:15	金融安定と IFRS 財団 ・ S. Andersen 金融安定理事会(FSB)事務局長によるプレゼン ・ 分科会 ・ 分科会報告
3	同 11:30 - 12:45	IASB および IFRS 財団の活動報告
4	同 13:45 - 14:30	IFRS-AC メンバー組織の活動報告 ・ European Securities Market Authority (ESMA) ・ IFRS 財団アジア・オセアニア・オフィス活動状況
5	同 14:30 - 15:15	IFRS 財団トラスティ活動報告
6	同 15:15 - 15:45 同 15:45 - 16:30 4/5 15:15 - 15:45	教育イニシアチブ【非公開】 ・ 分科会 ・ 分科会報告

7	同 16:30 - 17:30	IFRS 財団の商業契約とロイヤリティ【非公開】
8	4/5 10:15 - 11:00	重要性に関する実務記述書
9	同 11:15 - 12:00	ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み - 開示原則」
10	同 12:00 - 12:45	拡張企業報告
11	同 14:15 - 15:00	IFRS の導入・適用サポート
12	同 15:00 - 15:15	まとめ・閉会

出所：IFRS 財団よりみずほ証券市場情報戦略部

1. IFRS-AC 議長によるプレビュー

会議冒頭に、今回の IFRS-AC 会議のアジェンダに関して、ジョアンナ・ペリー議長より簡単な説明があった。

2. 金融安定と IFRS 財団

IFRS 財団/ IASB のミッションステートメントでは、「われわれのミッションは世界の資本市場に、透明性(transparency)、説明責任(accountability)、効率(efficiency)をもたらすべく IFRS を開発することである。グローバル経済に信頼、成長、長期的な金融システムの安定性を育む (foster) ことを通じて、われわれの活動は公益に資する。」と謳われている。IFRS 第 9 号「金融商品」に続いて、5 月 18 日に IFRS 第 17 号「保険契約」が最終基準化された¹。これら金融関連の 2 大基準は、金融システムの安定性にも影響を持つ。本セッションでは、IFRS 財団および IASB が金融システムの安定性に対して担うべき役割について議論された。

FSB 事務局長講演

金融安定理事会 (Financial Stability Board、以下「FSB」という。) のスヴァイン・アンダーセン事務局長を招き、金融システムの安定への IFRS、財務報告の貢献に対する期待について講演を聴き、その後、分科会に分かれて、IFRS 財団、IASB としてどのような貢献ができるか議論した。

まず、アンダーセン局長より、FSB 設立の経緯、役割等についての説明があった。FSB はリーマンショック後のグローバル金融危機を契機に、それまでの金融安定フォーラムを改組して設立された。縦割りにになりがちな金融規制に横串を通して、整合性を高め、グローバル金融システムの安定化促進を目的としている。

金融システム安定のためには、資本市場参加者の金融システムへの信頼が鍵であり、そのためには財務情報の透明性向上が欠かせない。そのため、同議長は IFRS 第 9 号、IFRS 第 17 号への期待を表明した。しかし、こうした新基準における金融商品や保険負債の測定、新しい期待信用損失 (Expected Credit Loss, ECL) モデルに基づく減損・引当金の計上には見積り要素が多く、不確実性を伴う。そのため、IFRS 第 9 号、IFRS 第 17 号の一貫した適用の重要性が強調された。

¹ 本 IFRS-AC 会議開催時点では、最終基準化は完了していたが未公表であった。

分科会における議論

本セッションの分科会では、金融システムの安定性に対して IFRS 財団/IASB が担うべき役割、その役割を今度どう発展させていくか、透明性の重要性を訴えるために、IFRS 財団/IASB として何ができるか、IFRS に対する懸念を克服するために何ができるかが議論された。

IASB および会計基準としての IFRS には、金融システムの安定性に対して、直接的ではないにせよ担うべき役割があるということには異論がなかった。また、IASB はあくまで金融システム・資本市場における透明性の担い手であり、金融システムの安定性への責任は間接的なものに留まるというのがコンセンサスであった。

IASB のミッションステートメントに書かれている「長期的な金融安定性を育む」の「育む」とはどういう意味か、外部に対して説明責任が果たされているか、そもそもミッションステートメントが、金融システムの安定性に対する IFRS 財団/IASB の役割や活動、IFRS の目的などをはっきりと説明しているか、プルーデンス規制当局以外には、外部に対して伝えることができていないのではないか、などの指摘があった。

3. IASB および IFRS 財団の活動報告

IASB ハンス・フーガーホースト議長より、過去4ヵ月における IASB の活動報告があった。① IFRS 第 17 号「保険契約」の完成（公表は 5 月 18 日）、②「開示原則に関するディスカッション・ペーパー（DP）」（公表は 3 月 30 日）、③「重要性に関する実務記述書」、④「基本財務諸表プロジェクト・業績報告」、④「拡張企業報告（Wider Corporate Reporting）」について報告があった。

まず、カナダの保険業界代表から、IFRS 第 17 号の 2021 年からの強制適用開始について懸念が表明された。IFRS 第 17 号は適用開始年度の過去 1 期分の比較財務諸表の作成を求めているが、米国証券取引委員会（U.S. Securities Exchange Commission, 以下「SEC」という。）登録企業の場合、過去 2 期分の比較財務諸表が求められる。2 期分の比較を行うには、2019 年の開始時点で新基準に対応したシステムが稼働している必要があるが、そのスケジュールは現実的ではなく、強制適用日を 1 年遅らせるべきであるとの発言があった。

それに対してスー・ロイド IASB 副議長から、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」でも同じような問題があったが、その時は SEC が 1 年分の比較財務諸表で認めたはずであるとの反論があった。

また、基本財務諸表プロジェクトに関して、Non-GAAP 指標の使用に規律を求めることには賛成だが、Non-GAAP 指標は利用者に有用な情報を提供するので、使用を一律に制限すべきではない、との意見があった。フーガーホースト IASB 議長からは Non-GAAP 指標の有用性は理解しており、一律的な制限は考えていない、との回答があった。

なお、IFRS 財団の活動報告は非公開であったため割愛する。

4. IFRS-AC メンバー組織の活動報告

欧州における証券規制当局である欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority、

以下「ESMA」という。)の代表者から、欧州単一電子報告フォーマット (European Single Electronic Format、以下「ESEF」という。)に関する説明があった。

ESMA は、他国に比べ欧州は電子報告制度で遅れをとっていると認識しており、2020 年までに遅れを取り戻すべく ESEF プロジェクトを進めている。ESMA は、欧州に電子報告制度を導入するにあたって何がベストの技術か見極めることを欧州委員会から求められている。欧州規制市場上場企業約 7,000 社を対象に、財務情報ばかりでなく、マネジメント・コメンタリー (Management Commentary、以下「MC」という。)などの叙述的な非財務情報の電子化も進めることを予定している。技術としては、PDF、XBRL、in-line XBRL などが有力技術として検討対象となっている。

2015 年に市中協議文書を公表したが、利用者、監査人、データベンダーからは好意的な意見が寄せられる一方、発行体からは賛否両論がある。また、ESMA としては、IFRS タクソノミの利用を推奨し、国ごと・企業ごとの「拡張 (エクステンション)」の利用は認めない方針である。「拡張」を認めると標準化、構造化が困難になるためである。

しかし、「拡張」の利用は不可避であるとの指摘が各方面よりなされている。基本財務諸表の表示項目、注記の開示項目は、会計基準のみならず、各国の開示規制に制約される。また、原則主義の IFRS では、基本財務諸表に何を表示し、注記に何を開示するかについて企業の裁量が大きい。したがって、実際に財務諸表に用いられているにもかかわらず、IFRS タクソノミによってカバーされていない項目の数が多い。

このように、原則主義の会計基準と構造化された電子報告における標準化の折り合いをどうつけるかが、ESEF プロジェクトを進める上での課題になっている。

今回の IFRS-AC 会議では、IFRS 財団の知財戦略を議論することになっていたため、本件に関して筆者から「IFRS タクソノミを収益化することはできるのか。規制当局を通じて IFRS タクソノミの開発コストを企業にチャージすることは難しいのではないか。」と質問した。

それに対して、IFRS 財団幹部より「IFRS 財団内部でも、IFRS タクソノミをどう収益化するかを議論しているが、現時点では全く無償で提供している。IFRS 財団の公益的責務として IFRS タクソノミを開発している。しかし、将来的に電子報告が普及した時にどうするか。IFRS 財団としてサステナブルなビジネスモデルを確立する必要がある。無償供与にあたって、契約条件を明記することを始めた。IFRS 財団・IASB の開発したコンテンツに利用することが、収益化の足がかりとなるかもしれない。」との回答を得た。

また、本セッションの最後の 3 分間を利用して、筆者より東京の IFRS 財団アジア・オセアニア・オフィスの活動状況を説明した。前回の会議で、同オフィスが「日本のステークホルダーにしかアウトリーチができていないのではないか」との質問があったことへの回答で、2 月末に香港において利用者ワークショップを実施したこと、5 月にはトラスティ会議出席のために IASB 幹部が来日するのに合わせて、日本とオーストラリアの Corporate Reporting Users' Forum の合同ミーティングを実施することなど、IFRS 財団アジア・オセアニア・オフィスが、日本のみならずアジア地区の利害関係者へのアウトリーチ活動を加速していることを報告した。

5. IFRS 財団トラスティ活動報告

2017 年 2 月のパリにおけるトラスティ会議に関して、IFRS 財団のカラム・マッカーシー氏より

報告があった。パリ会議の主な議題は、Brexit への対応、2017 年の戦略ワークプラン、IFRS の目的適合性、IFRS 解釈指針委員会の有効性、IFRS 財団アジア・オセアニア・オフィスの活動のレビュー、モニタリング・ボードなどで、それぞれについて簡単な説明があった。

特に、Brexit への対応としては、英国政府より IFRS 財団/IASB に対するサポート態勢、IFRS へのコミットメントは不変であるとの確約が取れているとする一方、IFRS 財団・IASB スタッフへの影響に関しては、まだ不確定要素が多いことが報告された。そのため、数年後に IFRS 財団が、今後もロンドン为本拠とし続けることが適切か否かを検討する必要性が生じるかもしれないとのことであった。

また、IFRS 財団アジア・オセアニア・オフィスの活動のレビューに関しては、日本が全面的に資金提供を行っていることに対して感謝の意が表されたことが報告された。

ペリー議長からマッカーシー氏に対して、「トラスティ会議の議題とは別に、IFRS 財団が直面する最大の課題は何だと思うか。」との質問があり、2017 年 12 月に退任予定のミッシェル・プラダ トラスティ議長の後継者選び、国際政治における環境変化への対応を挙げていた。

6. 教育イニシアチブ【非公開】

7. IFRS 財団の商業契約とロイヤリティ【非公開】

これら 2 つの議題については、非公開であるために報告を割愛する。

8. 重要性に関する実務記述書

IASB の「コミュニケーションの改善」アジェンダの「開示に関する取組み」では、注記に関して「目的適合性のない情報の大量開示」、「目的適合性のある情報の過少開示」、「効果的ではないコミュニケーション」といった問題を取り扱っている。IASB は「開示に関する取組み」の一環として、6 月に「重要性に関する実務記述書 (Practice Statement)」を公表する予定である。本実務記述書は、作成者が IFRS に準拠して一般目的の財務諸表を作成するにあたって、重要性に関する判断をどう行使するかに関するガイダンスを提供することである。

本実務記述書は、2010 年公表の「マネジメント・コメンタリー (MC) に関する実務記述書」に続いて、IASB にとって 2 本目の実務記述書となる。IASB の刊行物の中で、「実務記述書」は強制力のないガイダンスと位置づけられる。本セッションは、強制力のない「実務記述書」のプロモーションをいかに行うかというもので、ACメンバーから幾つもの提案、コメントがなされた。

まず、監査人代表の委員から、プロモーション・イベントの開催に関して、誰をイベントの対象とするべきかが重要であるとの指摘があった。作成者は、投資家とのコミュニケーションよりも、規制へのコンプライアンスを重視しており、作成者の行動を変えるには、規制当局も同じメッセージを受け取っているということを押得させる必要があると指摘された。そのために、プロモーション・イベントには、作成者と同時に規制当局関係者を招くことが提案された。また、規制当

局代表の委員からも、規制当局が「重要性」の意味を理解することの必要性が指摘された。

また、プロモーション・イベントのタイミングに関して、作成者代表の委員から、イベント開催のタイミングが重要で、実務記述書の公表直後に開かないと意味がない、とのコメントがあった。来年公表される今年度のアニュアル・レポートの内容については、現在詰めているところであり、第3四半期以降にこのようなイベントを開催しても、タイミングを失することになるとの指摘であった。

さらに、わが国の作成者を代表して、石原氏から「重要性の問題は、作成者の判断もさることながら、IFRSの要件よりも詳細な監査法人の内部ルールに左右される。監査法人の内部ルールの見直しに繋がるようにしないと、この実務記述書は意味がないのではないか。」との指摘があった。

筆者は、「重要性の実務記述書は大きなプロジェクトの一翼を担っており、実務記述書の発行で完了ということではない。本実務記述書の発行後、プロモーション・イベントの他に、開示上の問題がどの程度改善したかをモニターしていくことが大切である。しかし、IASBのリソースには限りがあるので、大学など外部リソースとの協働を検討してはどうか。」と発言した。それに対して、IASBのテクニカル・ディレクターで本プロジェクトの責任者であるマイケル・スチュワート氏より、「自分の担当している適用後レビューとプロセスが似ている。示唆のあった方向で検討したい。」との回答を得た。

9. ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み - 開示原則」

2017年3月30日付で、IASBはディスカッション・ペーパー（Discussion Paper）「開示に関する取組み - 開示原則」（以下、「開示原則 DP」という。）を公表した。コメント期限は10月2日までの6ヵ月間である。

本セッションの目的は、AC委員に対して、開示原則 DPに関するアップデートを行うこと、および、本 DPに関するアウトリーチ活動に関して、IFRS-AC委員からのアドバイスを得ることであった。冒頭でIASBスタッフより今後のアウトリーチの目的に関して説明があった。

開示原則 DPに関するアウトリーチは、IASBが開示に関する問題に対処するために本 DPで提案しているアプローチが適切か、また、本 DPで識別された論点以外に問題はないか、利害関係者の見解を聴くことにある。IASBは、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）、資本市場諮問委員会（CMAC）、世界作成者フォーラム（GPF）などの正式な助言機関との意見交換以外に、すべての利害関係者との円卓会議形式等のアウトリーチを予定している。

IFRS-AC委員より以下のコメントがあった。

「アウトリーチにあたっては、IASBはできるだけ幅広いステークホルダーから意見を聴くべきで、Webinarを活用すべきである。」

「開示原則は誠に結構なことが書かれているが、自分が知らないことは何一つない。ステークホルダーへのエンゲージメントを実施する際には、IASBが考える開示のベストプラクティスの具体例を示さないと、議論が深まらない。しかしそうした実例を挙げることは、論争を巻き起こすかも知れない。」

また、石原氏より「作成者にとっても開示にはコストがかかる。開示原則には、ぜひコスト・ベネフィット分析を盛り込んでほしい。また、当該開示について何が目的でどう利用されるのか、どのような結果・効果が期待されるのか、開示に関して議論する場合、そういった問いかけが必要不可欠である。」とのコメントがあった。

石原氏の発言に対して、ペリー議長から「開示原則 DP の目的は、作成者の行動に影響を及ぼすと同時に、IASB が開示要件を定める時のガイダンスを提供することであると理解している。アウトリーチにあたっては、利害関係者ごとに議論すべき焦点をはっきりさせることが、適切なコメントを引き出すために必要である。」との追加コメントがあった。

10. 拡張企業報告

本セッションでは、資本市場において重要性を増している「拡張企業報告 (Wider Corporate Reporting)」における IASB の役割と、それに関連して、2010 年に公表された「MC に関する実務記述書」²改訂の是非が議論された。近年、財務情報、非財務情報を含む広義の企業報告の重要性は増しており、IFRS-AC 会議でもここ数年、IFRS 財団、IASB として、こうしたイニシアチブにどう向き合うか議論を繰り返してきた。

IASB は「国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council, IIRC)」による「統合報告<IR>」や、「企業報告ダイアログ (Corporate Reporting Dialogue)」などに主要なメンバーとして参加している。IASB としては、こうしたイニシアチブに積極的に参加する一方、財務報告という IASB の主たる責任、能力の範囲を超えて、財務報告の枠を超える部分では主導的な役割は引き受けないということを基本戦略としている。

IASB スタッフより、「拡張企業報告の重要性の高まりに鑑みて、IASB はこの分野でより積極的な役割を演じると同時に、『MC に関する IFRS 実務記述書』の改訂を検討すべきである。」との提案があった。ただし、企業報告基準の開発までは想定していないとのことであった。

IFRS-AC 会議の議論では、IASB の現行の基本戦略を支持する声が大部分を占めた。拡張企業報告に関するイニシアチブは乱立状態であり、IASB が基準設定主体として主体的な役割を演じるべきではないという意見が多かった。また、「MC に関する実務記述書」も強制力を持つものではないので、IASB のリソースをかけて行うほどの重要性はないという意見が大勢を占めた。

石原氏もこうした IASB の現行基本戦略を支持し、「拡張企業報告が企業価値向上に貢献することは間違いないが、IASB は財務報告に関わることに特化すべきである。統合報告の動向をモニタリングすることは、財務報告の質を高めるために有益ではある。しかし、任意開示については、投資家と企業経営者の直接的な対話を通じて充実させていくべきものである。IASB には、他にもやるべきことが沢山ある。」と述べた。

一方、筆者は「財務報告と非財務情報の境界が曖昧になってきている。拡張企業報告のイニシアチブが乱立しているのは事実であるが、IASB の影響力を考えるなら、IASB の正式文書に ESG ファクター³を含めることが、混乱した状況に一石を投じることになるかも知れない。マネジメント・コメンタリーに関する実務記述書の記述は古臭くなっている部分もあり、『コミュニケー

² 企業会計基準委員会による正式の日本語訳は、「IFRS 実務記述書『経営者による説明』」である。

³ ESG ファクターとは、「環境 (environment)」、「社会 (society)」、「企業統治 (governance)」に係わる要因のことで、近年、企業報告において財務情報などと並んで開示すべき非財務情報の中核的要素として注目を集めている。

ションの改善』アジェンダの中で、『MC に関する実務記述書』の目的適合性を再検討すべきだ
と思う。』とスタッフ提案を支持する意見を述べたが、少数意見にとどまった。

11. IFRS の導入・適用サポート

IFRS 財団/IASB は、IFRS 解釈指針委員会や、収益認識規準の移行リソースグループ（Transition Resource Group、TRG）の活動を通じて、IFRS の導入や適用をサポートしている。しかし、IFRS 財団/IASB では、こうした活動が利害関係者に十分に評価されていないとの思いがある。

IFRS の導入・適用サポートで難しい点は、原則主義と導入・適用サポートへの即応ニーズをどうバランスさせるかという問題である。原則主義の IFRS の導入に際しては、作成者が自らの判断を行使することが求められるが、過度な導入・適用サポートは、こうした作成者の判断の行使を阻害することにつながりかねない。本セッションでは、こうした活動が正当に評価されるために、IFRS 財団/IASB として何ができるかについて議論した。

まず、IFRS-AC として、IFRS 導入・適用サポートに関するコミュニケーション改善の方向性を支持することが確認され、続いて、各国（基準設定主体）が行うローカルな解釈に関する懸念が表明された。こうした動きが広がらないようにモニタリングする必要性が確認された。

また、IFRS 解釈指針委員会の決定に関し、「却下（rejection）」という用語は改めるべきであるとの意見があった。さらに、IASB や IFRS 解釈指針委員会の公表するガイダンスに、「強制力のある（authoritative）」、「強制力のない（non-authoritative）」、「教育的な（educative）」など様々な形容詞を付けるのは避けるべきであるとの指摘があった。ガイダンスに様々な種類があることで、作成者、監査人の双方に混乱を招いているためである。

また IFRS 解釈指針委員会の決定の一つ一つをフォローすることは困難なので、6 ヶ月ごとにその間行われた IFRS 解釈指針委員会の決定をまとめ、一つ一つの決定に関して、結論の背景などで丁寧な説明を行うことが提案された。

Ⅲ. まとめ

今回の IFRS-AC 会議の議題は多岐にわたったが、一言に要約するならば、「コミュニケーションの改善」に尽きる。コミュニケーションの改善に関するアジェンダは、2021 年までの IASB の作業計画において中核をなすテーマである。

今回の IFRS-AC 会議において取り上げられた、重要性に関する実務記述書、開示原則、拡張企業報告に関する動向、IFRS の導入・適用サポートなどのアジェンダは、コミュニケーションの改善に直接的に関係するものであった。また、金融安定性と財務報告に関する議論も、透明性の高い財務情報に基づいた、金融機関・規制当局と資本市場参加者の対話を通じてなされるといっていいだろう。

こうした IFRS を巡る「コミュニケーションの改善」というテーマは、わが国におけるスチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードという 2 大コードの策定を通じた、企業と投資家の建設的な対話促進という動きとも通じるものがある。企業価値を創造するのは企業であるが、企業の価値創造プロセスを支持して促進するのは、投資家などの資本市場参加者であ

る。そうした企業と投資家の建設的対話の基盤を提供するのが、財務報告であり、非財務情報を含む広義の企業報告である。

筆者は財務諸表利用者の代表として、コミュニケーションの改善に関する国内外の議論に参加する機会を得ているが、資本市場関係者の一員として、今後もこうした議論に積極的に参加していきたいと考えている。

以 上